## 4 サンドボックス制度 Q&A

#### Q1. 地域限定型規制のサンドボックス制度を活用したい場合はどうすれば良いですか。

A. 活用が見込まれる内容がございましたら、内閣府地方創生推進事務局にお気軽に幅広・前広に御相談ください。

#### Q2.「地域限定型」とはどういう意味ですか。

A. 「地域限定型」とは、対象地域を国家戦略特区内に限るという意味です。産業競争力強化法に基づプロジェクト型サンドボックス制度と区別するため、このような表記をしています。

#### Q3. プロジェクト型サンドボックス制度とはどう違うのですか。

A. 国家戦略特別区域法に基づく地域限定型は、対象地域を特区指定を受けた自治体に限定し、分野についても、自動車の自動運転、ドローン、これらに関連する電波利用に限定して、あらかじめ規制の特例措置を設けており、実証実験を迅速かつ円滑に実施するための仕組みです。

これに対して、産業競争力強化法に基づくプロジェクト型は、対象地域と事業分野を限定せず、実証事業者が実証の参加者、期間等を設定し、まずは既存の規制法令に違反しない範囲内で迅速に実証実験を行う仕組みです。

#### Q4. 近未来技術実証ワンストップセンター制度との違いは何ですか。

A. 近未来技術実証ワンストップセンター制度は、国家戦略特別区域法第37条の7に基づき、実証実験に係る手続に対する 援助を行うものであり、実証実験に関する各省庁の許可等に特例措置を講じるものではありません。

これに対し、地域限定型規制のサンドボックス制度は、同法第25条の2から第25条の6までに基づき、国・地方公共団体・ 事業者が一体となって作成した区域計画を作成し、内閣総理大臣による認定を受けることで、実証実験に関する各省庁の 規制法令の許可等を受けたものと「みなす」ことなどとする特例措置を講じるものです。

## 4 サンドボックス制度 Q&A

### Q5. 地域限定型規制のサンドボックス制度の活用に当たり、近未来技術実証ワンストップセンターの設置は必須ですか。

A. 近未来技術実証ワンストップセンターは、実証実験に係る手続に対する援助を行うものであることから、地域限定型規制の サンドボックス制度の活用に当たっても、援助を行うことが想定されます。しかしながら、本制度を活用するための要件ではありません。

# Q6. 地域限定型規制のサンドボックス制度を活用したドローンの実証実験は、国家戦略特別区域内で実施しなければならないのですか。

A. 遠隔操作を行う地点及びドローンを飛行させる経路のいずれもが国家戦略特別区域内でなければなりません。

#### Q7. スーパーシティと同時に活用することはできますか。

A. スーパーシティに指定された都市は、地域限定型規制のサンドボックス制度も含め、他の国家戦略特区のメニューを活用することができます。

#### Q8. 自動車の自動運転のどのような実証実験が道路交通法の特例措置の対象になるのですか。

A. 本制度では、道路において遠隔操作を行いながら自動運転の技術を用いて自動車を走行させる行為のうち、道路交通法に 基づく道路使用許可を受けなければならないものが対象になります。

#### Q9. A I を活用した自動車の自動運転やドローンの実証実験も対象となりますか。

A. 対象となります。代替的な安全確保措置等をすることで、過去に類例のない、高度で革新的な技術に関する実証実験を、 積極的かつ大胆に実現するための制度です。

## 4 サンドボックス制度 Q&A

#### Q10. 電波法の特例は自動車の自動運転やドローンに関連する電波技術に限定されるのですか。

A. 本制度における電波利用に関する特例措置は、自動車の自動運転又はドローンに関連するものを対象としています。

#### Q11. 実証実験の対象は自動車の自動運転やドローンに限られていますが、今後その対象を追加する予定はありますか。

A. 現時点では想定しておりません。

#### Q12. 自動車の自動運転やドローンの実証実験に対する財政的な支援はありますか。

A. 本制度において、個別の補助金等の予算措置はされておりません。

#### Q13. 技術実証評価委員会とは何ですか。

A. 技術実証評価委員会は、区域会議が実証事業の評価を行うにあたって、実証事業の適切な実施と、次の段階でのより高度かつ革新的な実証事業の実現に向けて、区域会議に対して専門的な識見に基づき意見を述べる役割を果たすものです。

#### Q14. 事前規制の最小化とはどのような意味ですか。

A. 高度で革新的な技術に関する実証実験を、積極的かつ大胆に実現していために、対象地域や対象分野を戦略的に絞った上で、事前規制・手続の最小化を図るものです。具体的には、代替的な安全確保措置等も含め、国・自治体・事業者の三者が一体となって実証実験に関する区域計画を作成し、内閣総理大臣による認定を受けることで、実証実験に関する各省庁の規制法令の許可等を受けたものと「みなす」ことなどとする特例措置を講じるものです。